

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域（以下、本地域という。）

設定する区域は、平成29年8月1日現在における次の14市11町の行政区域とする。

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

なお、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は促進区域から除くものとする。

概ねの面積は640,203ヘクタール程度（県全域面積から上記自然環境保全地域、生息地等保護区を除く）である。

また、本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むものであるため、「8」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園は、本促進区域には存在しない。

【促進区域図は別紙のとおり】

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本地域は、県都宇都宮市をほぼ中心として南北100km、東西60kmの範囲にあり、日光那須地域を源とする河川により形成された平野に位置する。また、道路、鉄道の各交通網が整備されており、本地域内の拠点都市間移動の利便性が高い地域である。

さらに、ほぼ中央の人口52万人余の宇都宮市を核として地域内は強く結ばれている他、利便性の高い道路交通網を背景に、広範囲に通勤が行われているという実態等もあり、本地域は一体の生活圏域となっている。

また、本地域における産業集積の状況は、自動車・航空宇宙関連産業、医療機器・医薬品関連産業、光産業、環境・新エネルギー関連産業、食品及びその関連産業はいずれも最終製品製造会社、部品会社及び素材産業が本地域内に広範囲に立地すると共に、その取引関係や物流をみると、地域全体が一体となった集積区域となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の産業大分類別に付加価値額をみると、「製造業」が1兆2,150億円（全産業の33.0%）と最も多く、「卸売業、小売業」が6,312億円（同17.1%）、「医療、福祉」が3,529億円（同9.6%）などとなっており、上位3産業で全産業の約6割（59.7%）を占めている。

また、平成28年（2016年）の観光客入込数は、9,092.3万人で過去最高を更新、観光客宿泊数は、812万人で前年と比べ微減となったが2年連続で東日本大震災前の平成22年（2010年）を超える宿泊数となった。外国人宿泊数は、21万人であり5年連続で増加、初めて20万人を突破した。

本県では、中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、今後5年間（平成28年度から令和2年度）に県が行う仕事の進め方等を示す県政の基本指針である「栃木県重点戦略とちぎ元気発信プラン（以下「プラン」という。）」、人口減少問題の克服と将来にわたる地域の活動の維持を目指す、栃木県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略 とちぎ創生15戦略（以下「15戦略」という。）」を策定した。これらを踏まえ、本県産業（第1次産業を除く）の10年後のあるべき姿を見据えながら、平成28年度から令和2年度までの5カ年間に計画期間とする、本県の産業振興施策の基本指針である「とちぎ産業成長戦略（以下「成長戦略」という。）」を策定し、5つの重点プロジェクトと2つの基盤施策に取り組み、次の9つの将来像の実現を目指す。

- ① 外部環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる産業構造が構築されている。
- ② 中小企業・小規模企業が高付加価値を生み出し、持続的に発展しながら地域の雇用を支えている。
- ③ 産学官金の連携や企業間の連携により、新技術・新製品が生み出されている。
- ④ 地域中核企業が地域外との取引を活発化させ、世界を舞台に活躍している。
- ⑤ 多くの企業等が海外の成長市場などの新たな販路を獲得している。
- ⑥ 製造業を始めとする多くの企業が県内に立地・定着し、様々な分野で産業集積が進んでいる。
- ⑦ 地域資源等の活用により本県のブランド力が高まり、国内外から多くの人々が観光などで来訪・周遊し、県内ににぎわいがあふれている。
- ⑧ 多様な産業人材が県内に定着・流入するとともに、本県産業を支える人材が育ち、力を発揮している。
- ⑨ 女性、若者、高齢者、障害者など、誰もがいきいきと活躍している。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
全産業付加価値額	3,684,600百万円	3,868,830百万円	5%

※全産業付加価値額：平成24年経済センサス活動調査

(算定根拠)

本県の産業大分類別の付加価値額は、「製造業」が1兆2,150億円(全産業の33.0%)と最も多く(平成24年経済センサス活動調査)、それ以外の産業に波及することから、付加価値額の経年推移を確認できる工業統計調査の付加価値額を基に算出した。

増加率については、工業統計調査の栃木県における過去5年間(平成22年から平成26年)の付加価値額・前年比の平均が3.5%であることを踏まえ、5年間で5%・年1%の伸びを基に算出したもの。

また、成長戦略に掲げる成果指標をKPIとして設定し、一体となり計画的かつ効果的な施策展開を目指す(任意記載のKPIについては次期成長戦略策定後、見直し予定)。

【任意記載のKPI：成長戦略 成果指標】

No.	指標の項目	現況(基準値)	目標値
1	重点5分野の製造品出荷額等	66,468億円 (H25年)	71,123億円 (R2年)
2	航空機関連産業の製造品出荷額等	1,287億円 (H25年)	1,850億円 (R2年)
3	食料品製造業の製造品出荷額等	5,159億円 (H25年)	5,700億円 (R2年)
4	ロボット関連産業の製造品出荷額等	21億円 (H25年)	84億円 (R2年)
5	県が支援する地域中核企業の付加価値額の伸び率	—	20%増 (R2年)
6	海外取引(輸出または輸入)を行う県内企業数	224社 (H26年度)	275件 (R2年度)
7	企業立地件数 (製造業等の工場又は研究所を建設する目的で、 1,000㎡以上の用地を取得(借地を含む)したもの)	170件 (H22-H26年 の累計)	180件 (H28-R2年 の累計)
8	観光客入込数	8,712万人 (H26年)	9,700万人 (R2年)
9	観光客宿泊数	788万人 (H26年)	880万人 (R2年)
10	外国人宿泊数	14.6万人 (H26年)	30.0万人 (R2年)
11	観光消費額	4,684億円 (H26年)	5,240億円 (R2年)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは次の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,693万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。）

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%以上増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%以上増加すること

なお、上記（２）（３）については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は以下及び地図上の位置の区域とする。

【重点促進区域1（佐野市）】

植下町字笠内町、植下町字塩辛町、植下町字間之田町

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は117.3ヘクタール程度である。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから3.2キロ、地区内に国道50号線が通り、北側は県道佐野環状線、東側は市道1級1号線に隣接する等、良好なアクセス性を有している。

本区域は、ほぼ全域となる95.2ヘクタール程度が農用地区域となり、また、市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。

(関連計画における記載等)

国土利用計画佐野市計画における記載：工業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされている。

佐野市都市計画マスタープランにおける記載：土地利用転換検討エリアとして指定されており、国道50号沿線においては、農業との調整を図りながら、地域振興に資する土地利用の転換を目指すとしている。

佐野農業振興地域整備計画書における記載：国道50号や293号をはじめとする道路網の整備に加え、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジが開設され、それに伴う周辺産業団地の開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待され、併せて雇用の創出も期待されている。また、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

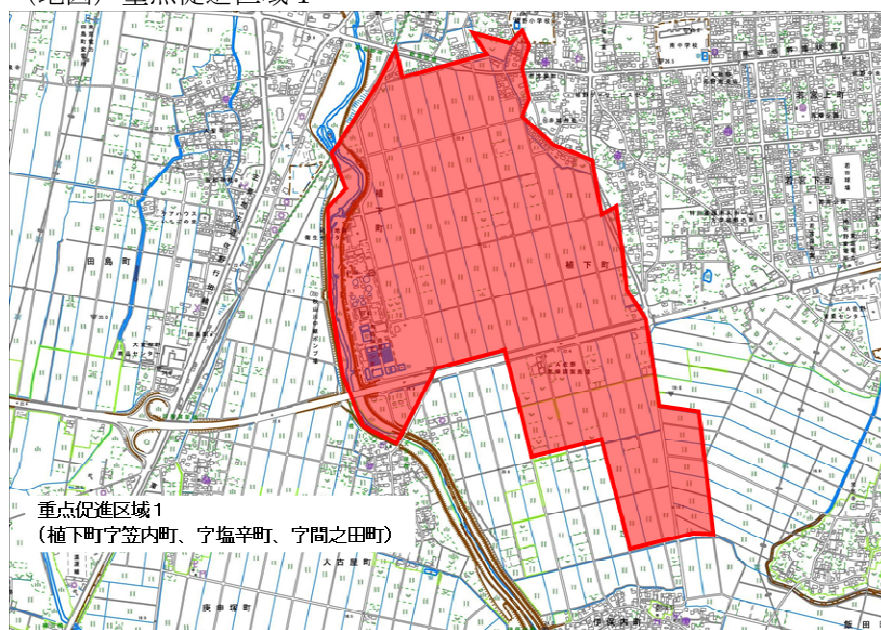
佐野市産業振興基本計画における記載：東北自動車道や北関東自動車道、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」「土地利用調整エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物

流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）及び「未来3技術」（AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

（地図）重点促進区域1



【重点促進区域2（野木町）】

野木町大字野木字三軒在家

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、60ha程度である。

本区域は、地域の特性として野木工業団地を拠点に、全国的に有名な文房具や洋菓子の製造工場等が立地している。

本区域はJR東北本線に隣接しており、最寄りの野木駅からは約2kmと近接している。また主国道4号には約1.5km、新国道4号バイパスには約9kmと近く、圏央道五霞ICには約20分でアクセス可能である。

また、本区域は、南西部に3ha程度の農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、当該重点促進区域は市街化調整区域が含まれているため、都市計画法に基づく開発許可を行うこととする。

（関連計画における記載等）

第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」及び国土利用計画野木町計画における記載：

工業系土地利用検討ゾーンとして、新4号国道とのアクセスが飛躍的に高まることから、既存工業団地周辺へ拡大を検討対象とし、野木町の活性化に資する雇用機会の創設を促進するとしている。

野木町都市計画マスタープランにおける記載：新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、企業の土地需要等に対応しながら、野木工業団地周辺や野木東工業団地周辺等の既存の工業団地周辺を工業系土地利用誘導ゾーンとして位置付けるとともに、周辺環境に配慮しながら、将来的には、必要に応じて、工業用地の拡大・誘導を検討するとしている。

野木農業振興地域整備計画書における記載：土地利用の構想としては、工業用地などの都市的土地利用については、原野等や集团的優良農地以外の生産性の低い農用地に誘導するなどの調整を行いながら計画的な土地利用を図るものとされているが、今後具体的な土地利用の計画が設定された場合には、土地利用の調整を図りながら、優良農用地の保全をするとともに、農用地区域の見直しについても検討していくとしている。また、基礎資料にある地域の開発構想の産業振興（工業）では地域経済の活発化や雇用の確保拡大を図るために優良企業の誘致を進めるとしている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域2



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1 (佐野市)】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから3.2kmと近接しており、南側が国道50号、北側は県道佐野環状線、東側は市道1級1号線に隣接し、良好なアクセス性を有しているほか、上下水道等のインフラが整備されており、輸送用機器部品製造業や産業用機械器具製造業、食料品製造業等の付加価値の高い製品の製造を担う企業が集積する佐野工業団地からも約4kmと近接している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であることから重点促進区域を設定することとする。

なお、区域内には、植下町字笠内町、字塩辛町、字間之田町の農用地区域が含まれる。区域内のほぼ全域が農用地区域ではあるが、国道 50 号、県道佐野環状線、市道 1 級 1 号線、秋山川に囲まれた区域に関しては、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、重点促進区域に適している。

なお、佐野市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

【重点促進区域 2（野木町）】

本区域は主国道 4 号へ約 1.5 km、国道新 4 号バイパスへ約 9 km と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実しているほか、洋菓子、検査試薬、輸送用機械部品等、付加価値の高い製品の製造や物流を担う企業が集積する野木工業団地に隣接した区域であり、町上位計画においても工業系土地利用検討ゾーンに位置づけられているなど、さらなる産業の機能強化が期待されていることから、重点促進区域を設定することとする。

また、野木町には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

プラン、15戦略及び成長戦略を、本計画における地域経済牽引事業の推進に当たって生かすべき社会的な観点から見た地域の特性と位置づける。

- ① 栃木県の重点5分野（自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境）の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 栃木県のイチゴや二条大麦等の県産農産物を使用した食品産業等の産業の集積を活用した食品関連産業分野
- ③ 栃木県の「とちぎヘルスケア産業フォーラム」の知見を活用したヘルスケア関連産業
- ④ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見を活用した第4次産業革命
- ⑤ 栃木県香港駐在員事務所やジェトロ栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野
- ⑥ 東北縦貫自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ⑦ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の観光資源を活用した観光

(2) 選定の理由

- ① 栃木県の重点5分野（自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境）の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

成長戦略では、「ものづくり県」としての本県を支える重点5分野関連企業の優れた技術や製品等の付加価値を高め、本県のものづくり産業の競争力を強化していくため、10年先を見据えた新たなイノベーションの創出を図っていくこととしている。

本県には、大手優良企業が多数立地するとともに、優れた技術を持つ中小企業が集積するなどの強みを持っているが、激しさを増す地域間競争の中で、本県産業の競争力強化と地域経済の活性化を図るためには、本県の産業集積等の強みを活かした新たな産業振興施策が必要となっている。

そこで、本県では、振興を図る5つの産業分野を特定し、産学官金のネットワークを構築したうえで、技術力等の向上や人材の育成・確保、既存企業の定着促進と関連企業の進出による集積の促進等により、本県産業のさらなる振興を図る「とちぎ産業振興プロジェクト」を展開してきたところである。

この重点5分野及びこれに含まれる先端ものづくり産業（航空機・医療機器・次世代自動車）の振興については、プラン、15戦略及び成長戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、それぞれ次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

○ プラン：製造品出荷額等 H25年：81,795億円 → H31年：86,700億円

○ 15戦略：製造品出荷額等 H25年：81,795億円 → H30年：85,900億円

○ 成長戦略

重点5分野の製造品出荷額等 H25年：66,468億円 → H31年：71,123億円

航空機関連産業の製造品出荷額等 H25年：1,287億円 → R2年：1,850億円

ア 自動車

本県には、日産自動車株式会社（上三川町）や株式会社本田技術研究所四輪R&Dセンター（芳賀町）などの完成車の生産や開発の拠点を有するメーカーが立地するとともに、金型、プレス、切削、機械組立などの要素技術に優位性を持つ企業が集積している。

本県の自動車関連の平成26年製造品出荷額等は、13,237億円で県全体の約16%となるなど、自動車産業は本県産業の基幹産業として重要な位置を占めている。

<H26工業統計（自動車関連）>

- ※ 自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、自動車部分品・附属品製造業
- ◆ 製造品出荷額等：13,237億円（全国第9位、県全体[82,938億円]の16.0%）
- ◆ 事業所数：236所（全国第8位、県全体[4,354所]の5.4%）
- ◆ 従業者数：25,044人（全国第8位、県全体[190,191人]の13.2%）

イ 航空宇宙

本県には、株式会社SUBARU航空宇宙カンパニー（宇都宮市）を中心としたサプライヤーの立地に加え、大手材料メーカーや装備品メーカー及びその関連企業の立地により、航空機関連産業の全国有数の集積があり、事業所数は全国3位、製造品出荷額等は全国4位と上位を占め、本県の特徴となっている。

また、関連企業を中心とする産学官のネットワーク組織である「栃木航空宇宙懇話会」により、研修会等を通じ航空宇宙産業分野の普及啓発や交流が行われている。

<H26工業統計（航空機関連）>

- ※ 航空機製造業、航空機用原動機製造業、その他の航空機部分品・補助装置製造業
- ◆ 製造品出荷額等：1,677億円[秘匿分除く]（全国第4位）
- ◆ 事業所数：34所（全国第3位）
- ◆ 従業者数：3,723人（全国第5位）

ウ 医療機器

本県には、開発拠点を有するキヤノンメディカルシステムズ株式会社（大田原市）などの大手メーカーが立地するとともに、大手メーカーへの部品供給、OEM供給をする企業が多数立地するなど、医療機器に取り組める技術力を保有する企業が多数集積している。さらに、県内には自治医科大学（下野市）、獨協医科大学（壬生町）及び国際医療福祉大学（大田原市）等の医療系大学もあり、全国有数の医療機器産業の集積を誇っており、本県の医療機器生産金額は全国2位となっている。

なお、株式会社大協精工が医薬医療用包装材の新素材及び新製品を開発する事業、栃木精工株式会社がディスプレイ医療機器等を開発・製造する事業を予定している。

<H27薬事工業生産動態統計（医療機器）>

- ◆ 都道府県別医療機器生産金額：2,013億円（全国第2位）

エ 光（光の特性を活かして情報処理、伝送、計測、制御等を行う光技術を応用したハードウェアの製造及びこれに付随するソフトウェアの提供を行う産業）

本県には、我が国の光学機械器具・レンズの代表的メーカーであるキヤノン株式会社（宇都宮市）、株式会社栃木ニコン（大田原市）を始め、露光用エキシマレーザで世界的なシェアを持つギガフォトン株式会社（小山市）等、多くの企業が立地しており、光学機械器具・レンズ製造業の事業所数で国内4位、従業者数で国内1位の高い集積があるほか、カメラ用交換レンズの出荷額は全国1位にある（平成26年工業統計）。

また、宇都宮大学（宇都宮市）においては、キヤノン株式会社の協力を得て光学技術の教育研究拠点「宇都宮大学オプティクス教育研究センター」が整備されており、産学官の連携した厚い産業集積を有している。

<H26工業統計（光関連）>

※ 顕微鏡・望遠鏡等製造業、写真機・映画用機械・同附属品製造業、光学機械用レンズ・プリズム製造業

◆ 製造品出荷額等：1,249億円（全国第1位）

◆ 事業所数：48所（全国第4位）

◆ 従業者数：4,821人（全国第1位）

オ 環境（環境保全や地球温暖化などの環境問題の解決に貢献する技術の開発とその活用により、環境汚染防止や環境負荷低減に資する製品を提供する産業）

本県には、リチウムイオン電池製造・開発のソニーエナジーデバイス株式会社（鹿沼市）、電源・変電設備製造の株式会社東光高岳（小山市）、排水処理装置の栗田工業株式会社（野木町）、大気汚染防止設備の古河産機システムズ株式会社（小山市）等が立地するとともに、地元企業においても、環境配慮型表面処理技術の桑名商事株式会社（真岡市）等があり、風力や太陽光発電、燃料電池などの新エネルギーや、環境負荷低減に資する製品製造や技術開発に取り組むなど、各環境分野へ幅広く参入している。

加えて、風力発電等のクリーンエネルギーの研究を行っている足利工業大学（足利市）や環境関連分野の専攻学科を有する宇都宮大学（宇都宮市）、帝京大学（宇都宮市）などの研究機関があり、本県企業の技術力と環境技術の研究開発力の融合による環境産業の集積拡大が進んでいる。

② 栃木県のイチゴや二条大麦等の県産農産物を使用した食品産業等の産業の集積を活用した食品関連産業分野

本地域は、いちご収穫量48年間連続全国1位を始め、二条大麦、にら、トマト、生乳等についても全国有数の産地であり、農業産出額2,723億円・全国9位（平成27年度）というポテンシャルを持つ。

さらには、もやし産出額全国1位、地酒が全国鑑評会等で最高位の評価を得るなど良質で豊富な水資源や、大手飲料・食品企業が多く立地する一方、地元企業がそれぞれの得意分野で活躍しており、製造品出荷額は「食料品」全国15位、「飲料・たばこ」全国2位で、本県産業の1割強を占めている。

食品産業については、我が国最大のマーケットである東京圏に近接している立地環境により、サントリー酒類株式会社（栃木市）、カゴメ株式会社（那須塩原市）、ハウス食品株式会社（佐野市）など、大手食品製造メーカーが立地しているほか、地元企業でも日本を代表する漬物メーカーである岩下食品株式会社（栃木市）やアイスクリームメーカーのフタバ食品株式会社（宇都宮市）、食品原料メーカーの仙波糖化工業株式会社（真岡市）が、また食品生産機械の世界的メーカーであるレオン自動機株式会社（宇都宮市）が存在し、豊かな農産物や水を活用した食品及びその関連産業の厚い集積がある。

<H26工業統計（食料品製造業）>

- ◆ 製造品出荷額等：56,581億円
- ◆ 事業所数：449所
- ◆ 従業者数：21,871人

また、プラン、15戦略及び成長戦略において、「食」をテーマに、地域経済が成長、発展し、活力あふれる「フードバレーとちぎ*1」を目指すため、平成22年に「フードバレーとちぎ推進協議会」を設立（設立時300会員→現在数860会員）、特色ある農産物の生産、食品関連産業とサービス業との連携や農産物を活用した加工食品の開発、農産物等の輸出拡大等を促進している。

具体的には、(株)ユーユーワールドの「ご飯にかけるぎょうざ」等のとちぎならではのヒット商品の開発支援のほか、フードバレー会員の新品開発・販路開拓を促進してきており、更なる食品関連産業の発展を目指し、フードバレーとちぎの取組を重点プロジェクト等として位置づけるとともに、成長戦略に次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

なお、あづま食品株式会社が納豆を製造する事業を予定している。

*1 食品関連産業において、産学官金連携による商品・技術開発や販路開拓、企業誘致、農業を始めとする関連産業の高付加価値化を図る本県の取組

- 成長戦略：食品製造業の製造品出荷額等
H25年：5,159億円→R2年：5,700億円
- フードバレーとちぎ推進事業費予算額
平成28年度：180,583千円 平成29年度：174,183千円

③ 栃木県の「とちぎヘルスケア産業フォーラム*2」の知見を活用したヘルスケア関連産業*3

本県では、プラン、15戦略及び成長戦略において、重点プロジェクト・新たな成長産業の振興として、ヘルスケア関連産業の創出・育成の促進を位置づけ、計画的かつ重点的に取り組むこととしており、平成28年度から「とちぎヘルスケア産業フォーラム（会員数142機関等：H29.8.8現在・登録制・会費無料）」を設置し、事業者間のネットワーク、新たなビジネスの調査研究、事業展開等を推進している。

具体的には、セミナー（年1回：H28年度 156名参加）を開催し、先進事例の紹介を行うとともに、会員によるビジネスプランの提案（H29年度：提案ビジネスプラン12

件)、ビジネスパートナーとのマッチングを通じた事業化（商品・サービスの開発）に取り組むなど、とちぎヘルスケア産業フォーラムの知見を活用し、ヘルスケア産業への新規参入及び創出・展開を促進する体制が整っている。

また、厚生労働省補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト*4」の活用・連携により取組の加速及び拡充を図っている。

* 2 製造業、小売業、旅館業、金融機関、医療機関、大学、商工団体、市町村等、幅広い業種・業態の会員で構成しており、ヘルスケアサービスやヘルスケア関連商品を含めたヘルスケア関連産業の創出・育成を推進する組織

* 3 公的保険の枠外で、健康増進、疾病予防、介護予防等に関連する産業

* 4 産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図ることを目的に、平成29年度から平成31年度の3年間を計画期間とする厚生労働省の取組

○ 地域活性化雇用創造プロジェクト事業費（当該事業以外を含む）

平成29年度：31,027千円、平成30年度：198,332千円、

平成31年度：198,292千円

○ ヘルスケア関連産業創出等支援事業費予算額

平成28年度：2,569千円、平成29年度：5,081千円

④ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見を活用した第4次産業革命

県内に立地する19の高等教育機関で構成する大学コンソーシアムとちぎや地域ソフトウェアセンターである㈱システムソリューションセンターとちぎ、一般社団法人栃木県情報サービス産業協会（会員数34社：H29.8.1現在）等、IoT等の地域展開を支援する体制が整っている。

プラン、15戦略及び成長戦略において、重点プロジェクト・新たな成長産業の振興として、ロボット関連産業の創出・育成の促進を位置づけており、成長戦略において、下記の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

具体的な取組の一つとして、宇都宮大学等の高等教育機関等で構成する「とちぎロボットフォーラム（会員数162社：H29.7.25現在）」を設置し、事業者間のネットワーク、ロボット化による成長に向けた情報交換や調査・研究、事業展開等を推進するなど各機関等の知見を活用しながらIoT等の第4次産業革命の地域展開を促進していく。

また、厚生労働省補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」の活用・連携により取組の加速及び拡充を図っている。

なお、株式会社誠和が施設園芸等における統合環境制御機器（IoT等）を開発する事業を予定している。

- 地域活性化雇用創造プロジェクト事業費（当該事業以外を含む）
平成29年度：31,027千円、平成30年度：198,332千円、平成31年度：198,292千円
- ロボット関連産業創出等支援事業費予算額
平成28年度：1,515千円、平成29年度：12,259千円
- 成長戦略成果指標：ロボット関連の製造品出荷額等
H25年：21億円→R2年：84億円

⑤ 栃木県香港駐在員事務所やジェトロ栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野

本県では、香港をはじめとする東アジアや成長著しいアセアン地域などにおける経済情報の収集・発信を行う栃木県香港駐在員事務所を平成2年に設置し、（自治体が主体となって設置した東アジア地域における海外事務所としては、関東で最も早期に設置）県内企業の海外展開を支援しているほか、平成27年に設置されたジェトロ栃木貿易情報センターが持つ専門知識、ノウハウ及び海外ネットワーク等を活用し、県内企業の海外展開に係る各種相談に対応するとともに、国際見本市への出展支援、海外バイヤーとの商談会開催、展示会への出展支援等を通じて販路開拓支援を実施するなど、県内企業が東アジア、アセアン地域、欧米諸国などの海外の成長市場に進出し、新たな販路等を獲得できる支援体制が確立している。

加えて、本県には、高い技術力を持つ優れた中小企業や国内で高い評価を得ている県産品が数多くあることから、ジェトロ共同事務所の形態で運営している香港駐在員事務所やジェトロ栃木貿易情報センターとの連携を図りながら、海外セミナーや国内輸出商社との商談会の開催などを通じて、海外展開に取り組もうとする県内中小企業の掘り起こしを図るなど、県内企業の海外展開を積極的に支援している。とりわけ、海外セミナーについては、ジェトロ栃木貿易情報センター設置前の平成26年度は7回の開催に対し、設置後の平成27年度は19回開催するなど、県内企業の海外展開に対する機運の醸成に努めたところである。

こうした取組により、輸出を行う県内企業の数、平成25年度が105社、平成26年度が111社、平成27年度が129社と、年々増加しているとともに、海外進出企業も平成25年度が73社、平成26年度が80社、平成27年度が96社と、着実に増加している状況である。

また、プラン、15戦略及び成長戦略において重点プロジェクト等として位置づけられており、成長戦略において、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

- 成長戦略
海外取引（輸出または輸入）を行う県内企業数
H26年度：224社→R2年度：275社

⑥ 東北縦貫自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

鉄道交通は、東北新幹線、JR東北本線が南北に貫き、宇都宮から東京まで片道約50分で往来が可能である。そのほか、東西方向のJR両毛線・JR水戸線、本地域と東京を結ぶ東武鉄道各線、地域交通を支えるJR烏山線、JR日光線、真岡鐵道等

が整備されている。また、上三川町にJR貨物の宇都宮貨物ターミナル駅、矢板市に矢板オフレールステーションがあり、鉄道コンテナによる輸送が可能である。

道路交通は、南北方向に東北縦貫自動車道及び国道4号が整備され宇都宮から東京まで約100kmの距離にある。また、東西方向には、北関東自動車道及び国道50号が整備され、栃木県から群馬県、茨城県の北関東を結んでいる。特に、北関東自動車道の全線開通によって、首都圏から放射状に延びている東北縦貫自動車道、関越自動車道、常磐自動車道の3つの高速道路が連結された。さらに、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、東京や東北地方のみならず、北陸甲信越、中部地方及び関西地方へのアクセスも飛躍的に向上した。

これら東北縦貫自動車道等の交通・物流インフラを活用し、物流関係企業等の立地や定着促進を図ると共に、国際物流を含めた物流の高度化・効率化を促進する。

また、プラン、15戦略及び成長戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

○ プラン等 企業立地件数 H22-26年累計：170件 → H28-R2年累計：180件

⑦ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の観光資源を活用した観光

本県は、日光国立公園に代表される美しい自然、世界遺産「日光の社寺」や日本最古の学校である国指定史跡「足利学校」など数々の歴史・文化遺産、鬼怒川温泉をはじめとする豊富な温泉、48年連続収穫量日本一を誇るとちぎのいちごを活かした観光農園や農業体験、宇都宮餃子などの多彩な食、益子焼やユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬などの伝統工芸品等、多くの観光資源を有している。

そこで、本県では、こうした観光客を魅了する栃木県ならではの観光資源を最大限に活かし、観光で活力あふれる地域づくりを推進するため、平成28年3月に「とちぎ観光立県戦略（以下「観光立県戦略」という。）」（計画期間：平成28年度から令和2年度）を策定し、①国内誘客の推進、②海外誘客の強化、③観光客の受入態勢の整備、④地域主体の観光地づくりの促進、を4つの柱とし、各種施策を展開しているところである。

また、本県では、平成30年春、デスティネーションキャンペーン（JRグループ6社と地域が協働で取り組む国内最大規模の観光キャンペーン）を実施することとしており、これを起爆剤として、令和2年度開催予定の東京オリンピック・パラリンピック、令和4年の「いちご一会とちぎ国体」を誘客促進の絶好の機会と捉え、切れ目なく栃木県の魅力を発信することにより、さらに多くの観光客を呼び込む好循環を創り出し、地域の活性化及び本県ブランド力の向上に着実につなげていくこととしている。

本施策については、プラン、15戦略、成長戦略及び観光立県戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組んでいる。

○ プラン等

観光客入込数 H26年：8,712万人 → R2年：9,700万人

観光客宿泊数 H26年：788万人 → R2年：880万人

外国人宿泊数	H26年：14.6万人	→	R2年：30.0万人
観光消費額	H26年：4,684億円	→	R2年：5,240億円

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かしながら、成長戦略と一体となって成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の各支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出することはもとより、既存の強みの磨き上げに努めることが必要である。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方創生関係施策

これまで、次に掲げるとおり、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方創生関連施策を活用してきており、今後も地方創生推進交付金を活用し、本計画に係る地域経済牽引事業を促進し、地域全体の経済の底上げ、好循環を図って参る。

ア 本計画と関連する本県の主な地域再生計画

- ・ 航空機産業を中心とした先端ものづくり産業重点振興計画（平成28年度から平成30年度）

特に航空機産業において、海外大手メーカーの新型機生産開始等により世界的な需要の拡大期に入っている好機を生かして、企業の研究開発等の促進、産業界が求める人材の育成等について、戦略的な支援施策を一体的に展開するものであり、地域の仕事や雇用の拡大により、本県の人口減少に歯止めをかけることを目的とするもの。

- ・ とちぎ周遊観光促進計画（平成28年度から平成31年度）

県域版DMOの活動促進や、観光客の周遊性・滞在性の魅力向上、観光関連産業の稼ぐ力の向上と雇用の拡大、おもてなし向上運動等を通じた観光を担う人材の確保・育成を図る地域再生計画「とちぎ周遊観光の魅力強化計画」との一体的な推進を図り、観光客の周遊性・滞在性の向上を促すもの。

- ・ とちぎ産業技術支援拠点強化計画（平成28年度から令和2年度）

栃木県産業技術センターの機能強化などにより、本県の主要産業である自動車産業を中心に次世代を見据えた研究開発を支援するとともに、本県の強みを生かした農業と連携した食品関連産業への支援、さらには地域の雇用を支えてきた地場産業の振興等、産業集積や豊富な地域資源を生かした産業振興を図り、経済状況や社会情勢に適応できる産業の創出・育成を支援し、地域産業の競争力強化や更なる産業集積、これらによる雇用の維持・創出を目的とするもの

- ・ とちぎ産業情報発信機能強化計画（平成28年度から令和2年度）

年間を通して県内外から多数の来場者があり、本県の有力な産業情報発信の拠点となっている栃木県立宇都宮産業展示館レストランのインテリアや調度品に、優れた伝統工芸品である「益子焼」、「鹿沼組子」等や、「大谷石」等県産材を使用し、伝統工芸品を実際に手にとって使用できることに加え、伝統工芸品

等に囲まれた生活スタイルが体験できるなどのショールーム的機能を付加することで、伝統工芸品等の情報発信機能を強化し、地場製品の消費拡大や後継者の確保・育成、新たな雇用の創出など産地全体の振興を図るもの

② 設備投資促進制度等の充実等

活発な設備投資が実施されるよう、「栃木県企業立地・集積促進補助金」等の補助金、「県制度融資」等の融資制度、「県税の不均一課税」等の税の減免等の優遇制度の充実等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 栃木県産業技術センターが有する研究成果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力の向上のために、栃木県産業技術センターが保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

② 公共データの民間公開

本県では、民間との協働推進や県政の透明性の向上に資するため、県が保有する公共データをオープンデータとして公開するインターネットサイト「オープンデータ・ベリーとちぎ」を開設するとともに、市町に対してもオープンデータの公開を支援し、民間等による活用を促進している。

今後も県及び市町において、地域経済牽引事業の促進に資するようオープンデータ等による公共データのインターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

栃木県産業労働観光部産業政策課内、宇都宮市経済部産業政策課内、足利市産業観光部工業振興課内、栃木市産業振興部産業基盤整備課内、佐野市産業文化部商工・企業誘致課内、鹿沼市経済部産業振興課内、日光市商工課内、小山市産業観光部工業振興課内、真岡市産業環境部商工観光課内、大田原市産業振興部商工観光課内、矢板市経済建設部商工観光課内、那須塩原市産業観光部商工観光課内、さくら市産業経済部商工観光課内、那須烏山市商工観光課内、下野市産業振興部商工観光課内、上三川町産業振興課内、益子町産業建設部観光商工課内、茂木町商工課内、市貝町企画振興課内、芳賀町建設産業部商工観光課内、壬生町経済部商工観光課内、野木町産業建設部産業課内、塩谷町企画調整課内、高根沢町夢咲くまちづくり推進課内、那須町観光商工課内、那珂川町商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、必要に応じて知事や市町長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 栃木県産業技術センターの機能強化を図るため、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充について検討する。

② 広域的地域活性化基盤整備計画との連携

栃木県と隣接県が共同で観光振興及び地域活性化・周遊観光ネットワークの整備

強化を図る。

③ 事業承継

域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、栃木県事業引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所等の商工団体、また金融機関等と連携しながら、事業承継の取組が栃木県内に広がるよう、セミナーの開催等による事業承継案件の掘り起しなどの各種施策を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度・・・	令和4年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 地方創生関係 施策	検討・運用	活用	活用
② 設備投資促進 制度等の充実等	検討	検討・運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 栃木県産業技 術センターが有 する研究成果、技 術情報の情報提 供	運用	運用	運用
② 公共データの 民間公開	検討・運用	検討・運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 栃木県	検討	検討・運用	運用
② 市町	検討	検討・運用	運用
【その他】			
① 栃木県産業技 術センターの機 能強化	検討・運用	検討・運用	運用・運用
② 広域的地域活 性化基盤整備計 画との連携	運用	運用	運用
③ 事業承継	検討	検討・運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、栃木県産業技術センター、(公財)栃木県産業振興センター、県が設置・運営するとちぎ産業振興協議会(重点5分野)、とちぎロボットフォーラム、とちぎヘルスケア産業フォーラム、とちぎ地域企業応援ネットワーク等の既存の産学官金等のネットワーク組織はもとより、(公財)栃木県産業振興センターが設置・運営する本県中小企業の総合的な支援体制「とちぎ産業振興ネットワーク」等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮するだけでなく、相互に補完・連携しながら、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

そのため、県では、これらの支援機関等と連携した連携支援計画の策定が行われることを目標に、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 栃木県産業技術センター

本地域のものづくり企業支援や地場産業振興の拠点であり、本所と4つの技術支援センター(繊維、県南、紬織物、窯業)で構成されている。研究開発、施設・機器の開放、依頼試験、技術相談、人材育成、後継者育成などの各種支援業務を展開し、県内中小企業等の新技術・新製品開発や技術高度化の支援、地場産業の振興において不可欠な役割を果たしている。

② (公財) 栃木県産業振興センター

産業界、学術研究機関及び行政機関との連携のもと、多様な産業資源を活用し、高度技術の開発及び利用の促進、創業や新分野展開など新事業の創出促進、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的に推進しており、地域企業の経営基盤の強化、技術高度化、新たな事業活動の取組に係る総合的な支援において重要な役割を担っている。

③ とちぎ産業振興協議会(重点5分野)

豊かな産業集積などの本県の強みを生かし、重点的に振興を図る産業分野として特定した、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の「重点5分野」毎に設立した会員組織であり、協議会事業を通じて、ネットワークを構築するほか、人材育成・確保、研究開発、販路開拓などの支援を行い、県内中小企業の活性化と更なる集積の促進等において重要な基盤となっている。

④ とちぎロボットフォーラム

県内企業・団体や産業支援機関などの関係団体がネットワークを形成し、情報交換やロボット化による成長に向けた調査・研究、事業展開等を推進していくための会員組織であり、労働人口の減少・企業の生産性向上等の観点から成長が見込まれるロボット関連産業への新規参入及び事業の創出・展開の促進において重要な基盤となっている。

⑤ とちぎヘルスケア産業フォーラム

ヘルスケア関連分野への新規参入や新たなビジネスの創出等を促進するため、県内で活動する企業、団体、自治体等が事業者(異業種)間のネットワークの形成等

を行う会員組織であり、少子高齢化の進展や健康意識の高まりから健康寿命の延伸が求められる中で、今後成長が期待できるヘルスケア関連産業分野への新規参入及び事業の創出・展開の促進において重要な基盤となっている。

⑥ とちぎ地域企業応援ネットワーク

県、市町、商工団体、金融機関及び士業団体その他支援機関等、中小企業・小規模企業を支援する関係者が連携して支援策を検討・実施する態勢を整えるためのネットワーク組織を構築しており、企業の創業・成長・事業承継等、それぞれの段階における課題に即応した切れ目のない支援を、オール栃木体制で推進している。

地域金融機関等の地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後、関係者間で調整・検討していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

栃木県は、清らかな水と美しい緑に満ちあふれ、雄大な山並みと広く豊かな大地に恵まれている。この健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくため、平成8年に栃木県環境基本条例を制定し、本条例に基づき人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、日常生活や事業活動のすべてにおいて、環境の保全に資する行動を実践することが求められている。

また、平成28年3月に改訂した「栃木県環境基本計画」においては、日常の事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、創意工夫によって原料調達・生産・流通・販売・廃棄等に伴う環境負荷を低減した製品やサービスを提供することで、地域全体の環境負荷低減に大きな役割を果たすこと等が期待されている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる生活環境及び自然環境の適正な保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化防止等に適切に対応していくことが必要である。

また、事業者は環境に配慮した社会経済システムへの転換を図る上で重要な役割を担っており、従業員を対象とした環境学習の推進、地域社会の一員として積極的な環境保全活動への参加、学校や地域の環境学習への支援等を行う。

県及び市町は、県民や事業者の環境保全への取組を支援し、さらに活動の基盤整備を図る。また、事業者に対して、環境保全協定を締結するなど、住民の理解を得る取り組みを行うよう指導を行う。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地などの区域、及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境に十分に配慮する。

本計画の実施に当たり、これらの取り組みを実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

栃木県においては、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、平成17年3月に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、県、県民及び事業者がそれぞれ適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより、安全で安心なまちづくりを推進してきている。この結果、刑法犯の認知件数は平成15年をピークに平成28年まで13年連続で減少し戦後最少を更新したほか、平成13年に17.4%の検挙率も、平成28年には39.1%にまで回復している。

産業の集積促進及び事業活動の展開に当たっては、「栃木県安全で安心なまちづくり

推進指針」に基づき、安全で安心なまちづくりに配慮することが重要である。

このため事業者は、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関し、県が実施する施策に協力するように努める。

また、本計画の推進に当たり、事業者、地域住民及び行政は、適切な役割分担の下、次の事項について配慮する。その際、事業者は、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

① 道路

- ・ 視界の確保に配慮した街路樹等の樹種の選定や工作物の配置等による見通しの確保
- ・ ガードレールや植栽等による歩車道の分離
- ・ 防犯灯等の照明設備による夜間の照度の確保
- ・ 地域住民の維持管理活動への積極的な参加
- ・ 地下道等への非常ベル、赤色灯等の設置

② 駐車場

- ・ フェンス等による外周部との区分
- ・ 樹種や工作物の配置等による見通しの確保
- ・ 死角部分等へのミラー等の設置
- ・ 管理人による常駐、巡回や防犯カメラ等の防犯設備の設置
- ・ 駐車部分における照度の確保
- ・ 自動ゲート管理システムの導入や管理人の配置による車両の出入り管理
- ・ 自転車駐車場におけるチェーン用バーラック等の設置
- ・ 駐車場利用者に対する掲示板等による防犯広報

③ 防犯

- ・ 防犯設備の定期的な点検整備
- ・ 防犯マニュアル等の備え付け等
- ・ 警察や防犯関係機関等との連携と防犯情報の交換
- ・ 近隣居住者との良好な関係の確立
- ・ 従業員への防犯指導等

④ 交通安全

- ・ 従業員等に対する交通安全教育の実施

(3) その他

① P D C A体制の整備等

本計画はプラン、15戦略及び成長戦略を踏まえ策定していることから、プラン及び15戦略に係るP D C Aサイクルを用いたマネジメントをとおして行うこととする。

ア プランに基づいたマネジメント・評価方法（毎年実施）

- ・ 知事主宰の政策経営会議による、①現状評価及び課題抽出、②取組の実施方針の決定、③予算等への反映確認
- ・ プロジェクト毎に掲げる成果指標の進捗状況による評価

- ・ 県議会常任委員会（県政経営委員会）への現状評価等の報告
- イ 15戦略に基づいたマネジメント・評価方法（毎年実施）
- ・ プランの評価方法に加え、外部有識者等（15名：産官学金労言）で構成する15戦略評価会議による①現状評価等に対する意見の聴取、及び②課題解決に向けた意見の聴取（いずれも公開）

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【重点促進区域1 (佐野市)】

重点促進区域1の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表1のとおり

【重点促進区域2 (野木町)】

重点促進区域2の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において食品産業に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表2のとおり

(地区内における公共施設整備状況)

【重点促進区域1 (佐野市)】

本区域については、地区南側には国道50号、北側には県道佐野環状線、東側は市道1級1号線が隣接する地区となり、良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラが整備されており、区域内に下水道処理場が含まれており、下水道の使用も可能となる。

【重点促進区域2 (野木町)】

区域内は、野木工業団地及びその周辺であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。また、大規模な開発行為に際して、雨水排水施設等必要な施設の整備については当該地へ立地する企業が行う。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域1 (佐野市)】

佐野市においては、一定規模以上の遊休地等は存在していない。

【重点促進区域2 (野木町)】

野木町においては、一定規模以上の遊休地等は存在していない。

(他計画との調和等)

【重点促進区域1 (佐野市)】

重点促進区域として設定された区域については、国土利用計画佐野市計画において、工

業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされ、佐野市都市計画マスタープランにおいて、土地利用の転換、調整を図るエリアとされている。

また、佐野農業振興地域整備計画書において、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

佐野市産業振興基本計画において、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」(AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術)の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域2（野木町）】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された大字野木字三軒在家については、第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」及び国土利用計画野木町計画において、工業系土地利用検討ゾーンとして、新4号国道とのアクセスが飛躍的に高まることから、既存工業団地周辺へ拡大を検討対象とし、野木町の活性化に資する雇用機会の創設を促進するとされ、野木町都市計画マスタープランにおいて、新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、企業の土地需要等に対応しながら、野木工業団地周辺や野木東工業団地周辺等の既存の工業団地周辺を工業系土地利用誘導ゾーンとして位置付けるとともに、周辺環境に配慮しながら、将来的には、必要に応じて、工業用地の拡大・誘導を検討するとしている。

また、野木農業振興地域整備計画書において、土地利用の構想としては、工業用地などの都市的土地利用については、原野等や集団的優良農地以外の生産性の低い農用地に誘導するなどの調整を行いながら計画的な土地利用を図るものとされているが、今後具体的な土地利用の計画が設定された場合には、土地利用の調整を図りながら、優良農用地の保全をするとともに、農用地区域の見直しについても検討していくとしている。また、基礎資料にある地域の開発構想の産業振興（工業）では地域経済の活発化や雇用の確保拡大を図るために優良企業の誘致を進めるとしており、今般、当該区域は、既存工業団地の関連産業の推進を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものである。また、次世代に農地

を引き継ぐため、耕作者の高齢化が進む当該地についても、人・農地プランの作成により認定農業者への集積、集約に向け周知・啓発を図っているが、当該地域の認定農業者は限られていることから、今後、農地の集積、集約は厳しい地域であり、農地としての確保は難しい状況となっており、計画書の農業者の安定的な就業の促進計画の方策として、今後経営規模を縮小または離農する農業者に対して安定的な就業の機会と所得を確保するために農業従事者の移行等を把握して就業相談活動を実施し地場産業への就業機会の確保を図るとされており、これらの方針との調和が図られているものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

【重点促進区域1（佐野市）】

土地利用調整区域については、(1)の別表において指定する国道50号から北の区域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には佐野市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

佐野市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合には、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めていない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間

中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域2（野木町）】

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討したが、野木町には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農振白地農地は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地がほかに存在しないことから、やむを得ず本区域に農用地区域を含むことについて、野木町及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地利用調整区域の設定に当たり、野木町及び栃木県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。

1. 農用地を分断することのない区域設定とすること
2. 集団的農地の中央部に他の用途の土地が介在することなく、高性能機械による営農への支障が生じることのない区域設定とすること
3. 小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基

づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域１（佐野市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第10号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域２（野木町）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第14号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【別紙】促進区域図

